

毎週火、金曜日発行（但休日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
（休日は翌日）

鳥取県公報

目次

- ◇告示 みつ蜂の腐そ病検査
解除予定保安林
通信地区の修正測量の終了
買取令書の交付に代える公示
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
県立高等学校の課程の一部改正
昭和三十五年度県立高等学校入学生徒の集募
昭和三十五年度県立高等学校通信教育生徒の
募集
市町村職員共済組合の組合員に支給する災害
見舞金の額の特例規約
- ◇雑報

告示

鳥取県告示第四十九号

次のように腐そ病の検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、みつ蜂の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十五年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 腐そ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範圍
みつ蜂
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査方法

肉眼的検査……成蜂群の性状、産卵圏の性状、蜂児の性状

細菌学的検査……直接塗抹による芽胞の検出

別表

実施期日	実施区域	実施場所
二月 四日	東伯郡東伯町鋤	福田養蜂場
"	"	米田
"	浦安	久米
五日	大栄町西園	西東
"	六尾	南場
六日	北条町土下	徳山
八日	日野郡日野町舟場	大下
"	東伯郡関金町松河原	岸本
"	八頭郡那家町那家	山根
九日	日野郡日南町笠木	杉山
"	高宮	遠藤
"	倉吉市新田	伊東
"	清谷	谷田
十日	下福田	福井
"	岡	朝倉
"	日野郡江府町宮本	末次
十一日	倉吉市般若	高間
"	八頭郡八東町富枝	大久保
"	西伯郡大山町上野	山根
"	倉吉市別所	松井
"	穴沢	瀬尾
十二日	八頭郡八東町用呂	沢田
"	西伯郡大山町中高	金田
"	倉吉市別所	石田
"	八頭郡八東町茂田	上田
"	井宿	入江
"	倉吉市穴沢	森田
十三日	西伯郡淀江町小波	松井
"	中問	中田
"	倉吉市福富	石井
"	中河原	中垣
"	八頭郡八東町皆原	上田
"	若桜町中原	山本
十五日	西伯郡淀江町中問	中田

"	倉吉市塚町	上嶋	"	吉方	中野
"	井手畑	山本	"	米子市道笑町	後藤
"	西伯郡西伯町境	岩間	"	"	上田
"	八頭郡用瀬町鷹狩	吉砥	二十日	長砂町	船川
"	"	岸本	"	宗像	船越
"	郡家町久能寺	小林	二十二日	両三柳	最土
"	船岡町船岡	芦沢	"	車尾	末次
"	河原町河原	大川	"	中島	中原
"	西伯郡西伯町境福成	松田	二十三日	皆生	福井
"	"	龟浅	"	西伯郡日吉津村富吉	山西
"	阿賀	野口	"	"	"
"	岸本町押口	石田	"	"	"
"	岩美郡国府町三代寺	仲田	"	"	"
"	広	芝田	"	"	"
"	西伯郡岸本町坂長	西垣	"	"	"
"	伯仙町河岡	船橋	"	"	"
"	鳥取市西大路	船場	"	"	"
"	"	小沢	"	"	"

鳥取県告示第五十号

次の保安林を解除予定保安林にする旨通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十五年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市伏野字石山ヶ鼻(次の図に示す部分に限る。)
所在の森林(国有林)

指定の目的 飛砂防備林

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 認定(大阪営林局長の上申による。)

「次の図」は省略し、その図面を鳥取県経済部林務課に備え、昭和三十五年二月二日から昭和三十五年三月五日まで、一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第五十一号

次のとおり通信地図の修正測量を終了した旨、広島郵政局長から通知を受けた。

昭和三十五年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 修正測量

二 作業地域

鳥取市

昭和二十八年六月三十日現在の鳥取市の地域

〃 気高郡湖山村、千代水村、大正村

〃 松保村大字里仁、大字布勢、大字足山、大字岩吉の地域

〃 岩美郡面影村の地域

岩美郡国府町大字奥谷米子市

彦名町、夜見町、河崎、上後藤、下後藤、旗ヶ崎、西福原、東福原、上福原、観音寺、大谷町、日久美町、陰田町、奈喜良、安部、皆生、中島、福市、八幡、諏訪、美吉、宗像、奥谷、日原、石井、橋木、新山、吉谷、古市、長砂町字奥長砂、米原字米原、両三柳字上谷、字中谷、字下谷、字前谷、字中筋、字下三柳

三 終了年月日

鳥取市 昭和三十四年十一月二日

岩美郡 〃

米子市 〃

〃 十月二十一日

鳥取県告示第五十二号

左記の者は買収合書の交付ができないので、農地法第五十条第三項の規定によつて買収合書の交付に代えて公示する。

昭和三十五年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 土地の所在、対価及び権利者の氏名

土地の所在	地目		面積	対価	所有者
	台帳一現況	台帳一買収			
気高郡青谷町大字八葉寺字カラ川七四六の九	畑	畑	反八〇八、〇一四	五二円五六銭	気高郡青谷町大字八葉寺 池田 秀治 相続人 池田 秋実
同 所	〃	〃	〃	五二円五六銭	同 相続人 池田 功
鳥取市上原字小丸山大ナル堺八九九	原	原	二一〇、二一〇	一二七円五〇銭	鳥取市上段三七 沢田 義昭 相続人 早野 知子

二 対価の支払方法 供託する。

三 買収の期日 昭和三十五年三月一日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十五年二月二日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

- 一日 時 昭和三十五年二月八日 午後一時
- 二 場 所 鳥取県教育委員会 会議室
- 三 議 題 昭和三十五年度予算について

鳥取県教育委員会告示第四号

昭和三十四年三月三十一日鳥取県教育委員会告示第十三号（県立高等学校の校名、位置及び課程）の一部を次のように改正し、昭和三十五年四月一日から実施する。

昭和三十五年二月二日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

別表中

根雨高等学校	
全日制	普通課 普通課程
定時制	普通課 普通課程
日野郡日野町根雨中祖三三八番地	

鳥取県教育委員会告示第五号

昭和三十五年度県立高等学校第一学年の生徒を次のとおり募集する。

昭和三十五年二月二日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

昭和三十五年度県立高等学校課程別募集生徒数

鳥取西高等学校	全日制		科 名	課 程 名	所 在 地	募集生徒数
	普通科	家庭科				
鳥取東高等学校	普通科	普通科	普通科	普通課程	鳥取市立川町五丁目一〇番地	約 三〇〇
	家庭科	家庭科	家庭科	家庭課程	鳥取市東町三丁目一二番地	約 四〇〇
鳥取西高等学校	普通科	普通科	普通科	普通課程	〃	〃 五〇
	家庭科	家庭科	家庭科	家庭課程	〃	〃 五〇
鳥取西高等学校	普通科	普通科	普通科	普通課程	〃	〃 五〇
	家庭科	家庭科	家庭科	家庭課程	〃	〃 五〇

を、に改める。

根雨高等学校	
全日制	普通課 普通課程
定時制	普通課 普通課程
日野郡日野町大字中祖三三八番地	

由良育英高等学校		河北農業高等学校		倉吉農業高等学校		倉吉西高等学校		倉吉東高等学校				
全日制		全日制		定時制		全日制		全日制				
家庭科	普通科	農業科		農業科		家庭科	普通科	普通科	商業科	工業科	普通科	家庭科
家庭課程	普通課程	家庭課程	園芸課程	農業課程	農林課程	農林課程	農林課程	畜產課程	農業土木課程	電機課程	機械課程	普通課程
〃	東伯郡大栄町由良宿一六〇八番地	〃	〃	倉吉市上井町四三〇番地	東伯郡三朝町大瀬字戸崎九九六番地	〃	〃	〃	〃	〃	〃	倉吉市堺町二丁目二〇二番地
〃	〃	〃	〃	〃	約	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五〇	二〇〇	五〇	五〇	五〇	募集停止	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二〇〇

青谷高等学校	智頭農林高等学校	八頭高等学校		岩美農業高等学校	鳥取農業高等学校		鳥取工業高等学校	鳥取商業高等学校
全日制	全日制	定時制	全日制	全日制	定時制	全日制	全日制	全日制
普通科	農業科	普通課	家庭科	普通科	農業科	農業科	工業科	商業科
普通課程	家庭課程	普通課程	家庭課程	普通課程	農業課程	農業課程	建築課程	商業課程
氣高郡青谷町北浜二九二番地	八頭郡智頭町智頭七一一番地	八頭郡若桜町若桜五〇一番地	八頭郡若桜町若桜五〇一番地	八頭郡家町久能寺七二五番地	岩美郡岩美町浦富七〇八地	鳥取市源太一二番地	氣高郡鹿野町寄田三三一番地	鳥取市湖山町一二五八番地
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇〇	五〇	五〇	五〇	三〇	五〇	五〇	四〇	五〇

法勝寺農業高等学校	米子工業高等学校	米子南高等学校	米子西高等学校	米子東高等学校	養良農業高等学校	東伯実業高等学校
全日制	全日制	定時制	全日制	全日制	全日制	定時制
農業科	工業科	農業科	商業科	普通科	農業科	農業科
農業課程	工業課程 電機課程 土木課程 工業化學課程 電波通信課程	農業課程	商業課程	普通課程	農業課程	農業課程 農村家庭課程
西伯郡西伯町法勝寺とかまえ地内	米子市博労町四丁目三三〇番地	境港市竹内五五番地	米子市長砂町一八八番地	米子市錦町一丁目一〇三番地	西伯郡澁江町今津二八六番地	東伯郡赤碓町赤碓一九五七番地の一 東伯郡東伯町徳万五七一番地
五〇	五〇	三〇	五〇	三五〇	一〇〇	四〇

日野実業高等学校	日野産業高等学校	根雨高等学校	境水産高等学校	境高等学校
定時制	全日制	定時制	全日制	全日制
農業科	農業科	普通科	水産科	普通科
農業課程 農村家庭課程 農村家庭課程 農村家庭課程 農村家庭課程	畜産課程 商業課程	普通課程	漁撈課程 製造課程 無線通信課程	普通課程
日野郡溝口町溝口二九七番地	日野郡日南町大字阿尾縁二二四番地の一	日野郡日南町矢戸一六四番地の一	日野郡日野町根雨中祖三三八番地	境港市東本町二番地
三〇	二〇	三〇	三〇	二〇〇

合計 六、二二〇 内訳(全日制) 五、五〇〇 (定時制) 六二〇

募集停止

鳥取県教育委員会告示第六号
昭和三十五年度鳥取県立高等学校通信教育生徒を次の要項によつて募集する。

昭和三十五年二月二日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

昭和三十五年度鳥取県立高等学校通信教育

生徒募集要項

一 募集学校及び募集生徒数

県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二丁目 約 五〇人
一―二番地
県立米子東高等学校 米子市勝田町三〇 約 五〇人
七番地

二 出願資格

イ 中学校を卒業した者（昭和三十五年三月卒業見込の者を含む。）
ロ 学校教育法施行規則第六十三条の各号に該当する者

ハ 高等学校の定時制課程に在学している者

三 募集教科目

- (1) 国語(甲)
- (2) 国語(乙)
- (3) 漢文
- (4) 社会
- (5) 日本史
- (6) 世界史
- (7) 人文地理
- (8) 数学一
- (9) 数学二
- (10) 数学三
- (11) 物理
- (12) 化学
- (13) 生物
- (14) 地学
- (15) 美術
- (16) 書道
- (17) 音楽
- (18) 商業一般
- (19) 商業簿記
- (20) 計算実務
- (21) 統計調査
- (22) 農業経営
- (23) 家庭一般
- (24) 被服
- (25) 食物
- (26) 保育家族
- (27) 家庭経営
- (28) 手芸染色
- (29) 児童心理
- (30) 保健
- (31) 体育
- (32) 英語

四 出願手続

出願者で、倉吉東高等学校、倉吉西高等学校通学区域以東の居住者は、鳥取西高等学校に、由良育英高等学校通学区域以西の居住者は、米子東高等学校に、次の書類を提出しなければならない。

イ 入学願書（用紙は募集学校に準備してある。）
ロ 出身学校の卒業又は修了証明書及び最終学年の成績証明書

五 成績証明書

出願期間及び受付場所

イ 出願期間 昭和三十五年二月十九日から三月三十一日まで

ロ 受付場所 各募集校

六 選抜

イ 志願者が定員を超過した場合は、各学年において提出された志願書類を審査して入学許可者を決定する。
ロ 入学許可者に対しては直接学校から通知する。

七 注意事項

イ 募集及び出願に関する質疑は、直接募集校で行なうこと。
ロ 郵送の場合返信を必要とするものは、十円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

ハ 参考事項

イ 通信教育によつて得られる単位数と受講料

農 業	体 育	芸 術	理 科	数 学	社 会	国 語	教 科
農業経営 農業一般	保 健 体 育	音書美 楽道術	地生化物 学物学理	数数数 学学学	人世界社 文界本史	漢国語 文(乙)	科 目
二 四 六 六	二 九	二 二 二 二 六 六 六	五 五 五 五	三 六 又 又 三 又 又 は は 九	五 五 五 五	二 一 一 〇 六 六	単 位 数
二 四	三 三 三					三 三 四	区 分
二 単 位 に つ き		二 単 位 に つ き		六 単 位 三 五 〇 円 三 単 位 二 〇 〇 円 五 単 位 三 〇 〇 円		二 単 位 に つ き	受 講 料 (年 額)
三 〇 〇 〇 〇 〇 円	三 〇 〇 〇 〇 〇 円	末 〇 〇 〇 〇 〇 円	三 〇 〇 〇 〇 〇 円	三 〇 〇 〇 〇 〇 円	三 〇 〇 〇 〇 〇 円	三 〇 〇 〇 〇 〇 円	

外国語	家庭	商業
英語	児童家庭食被家庭統計商業 手芸芸庭育食被家庭計業 心染経家務一般実簿記 理色営物服務務記	商業一般
五〇一五	二二二二二二二二 一四一四一四一四	二二二二二二 一六八六五
五五五		三三三
三三三〇〇〇〇〇〇 門門門門門	未未三三三三三三 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 門門門門門門門門 定定門門門門門門	未未二二二二 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 門門門門門門 定定門門門門

- ◎ 単位区分は右より履修順位を示す。
- 通信教育受講に必要な受講料以外の経費
- 1 入学料 五〇円
 - 2 教科書及び学習図書代金 実費
 - 3 通信費 通信添削を受けるための往復通信費の実費（通信教育では第四種郵便として百グラムまで四円である。）
- ハ 特典
- 1 通信教育だけでも所要の単位を修得した場合、

- 2 高等学校卒業の資格が得られる。
- 3 通信教育履修単位に応じて、国で実施する大学入学資格検定試験の受験科目を免除される。
- 4 勤労しながら通信教育を受ける者には、所得税の勤労学生控除が認められる。
- 5 N H K 高校講座を聴取すれば、実施校でその聴取状況を確認の上、所要の面接指導の時間の三割以内を免除し、さらに課題に回答した場合は、添削指導の回数の中に認められる。
- 6 面接指導を受ける場合、学生生徒旅客運賃割引証が使用できる。
- 7 育英会の奨学資金が受けられる。

雑報

昭和三十五年一月二十日開会の第一回組合会において「昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた組合員に支給する災害見舞金の額の

特別に関する規約」の制定を議決したので次のとおり公告する。

昭和三十五年二月二日

鳥取県市町村職員共済組合

理事長 石 河 大 直

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特別に関する規約（昭和三十四年法律第七十九号）及び昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特別に関する法律施行令（昭和三十四年政令第三百四十五号）の規定に基き組合が昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された地域内にある住居又は

家財に損害を受けた組合員（以下「被災組合員」という。）に支給する災害見舞金の額は市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）第五十六条の規定にかかわらず、給料に次表上欄に掲げる損害の程度に応じ同表下欄に定める月数に乗じて得た額とする。

一 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき	五月
二 住居及び家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき	三・二月
三 住居及び家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき	一・六月
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	

一 住居又は家財の三分の一以上が焼失又は
 滅失したとき
 二 住居又は家財に前号と同程度の損害を受
 けたとき

○・八月

附 則

1 この規約は、公布の日から施行する。

2 この規約の施行前に被災組合員に支給された市町村職員共済組合法第五十六条の規定に基づく災害見舞金は、この規約の規定による給付の内払いとみなす。

昭和四年四月十五日第三種郵便物 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町取 印刷所